

佐 本 人 少 発 第 1 3 6 号
令 和 3 年 8 月 2 4 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	30年 (令和34年3月31日まで)
有 効	令和34年 3 月31日まで
人身安全対策指導	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う下位法令の改正について（通達）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第45号。以下「改正法」という。)については、一部の規定が本年8月26日（以下「施行日」という。）から施行されるところ、本年8月13日、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第230号。以下「改正令」という。別添1）及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則（令和3年国家公安委員会規則第8号。以下「改正規則」という。別添2）が公布され、施行日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、改正令及び改正規則の概要等については下記のとおりであるので、これを踏まえ、遺憾のないように運用されたい。

なお、この通達において、「法」とはストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）を、「新法」とは改正法の規定による改正後の法を、「令」とはストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）を、「新令」とは改正令による改正後の令を、「規則」とはストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）を、「新規則」とは改正規則による改正後の規則をいう。

記

第1 趣旨

本件は、改正法の第2条（同条第1項の改正規定を除く。）、第3条（見出しを含む。）及び第4条第1項の改正規定、第5条の改正規定並びに第19条第2項の改正規定並びに附則第4条及び第5条の規定の施行に伴い、令及び規則等について所要の改正を行うものである。

第2 改正令の概要

1 位置情報記録・送信装置の範囲

新法第2条第3項第1号の規定により、位置情報記録・送信装置について政令で定めることとされたことを受け、同号の政令で定める装置として、地理空間情

報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置を定めることとした（新令第1条）。

2 位置情報の取得方法

新法第2条第3項第1号の規定により、位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を取得する方法について政令で定めることとされたことを受け、政令で定める方法として、次に掲げる方法を定めることとした（新令第2条）。

- (1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- (2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）
- (3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

3 その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為

新法第2条第3項第2号の規定により、相手方の承諾を得ないで、その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為について政令で定めることとされたことを受け、次に掲げる行為を定めることとした（新令第3条）。

- (1) 相手方の所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) 相手方の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

第3 改正規則の概要

1 規則の一部改正（改正規則第1条関係）

(1) 命令等の送達に係る書類

新法第5条第11項の規定により、同条第1項又は第3項の規定による禁止命令等（以下「禁止命令等」という。）又は同条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。）については、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行うこととされたことを受け、当該書類について、次の各号に掲げる区分に応じて規定することとした（新規則第10条）。

ア 禁止命令等 新規則別記様式第8号の禁止等命令書

イ 禁止命令等有効期間延長処分 新規則別記様式第9号の禁止命令等有効期間延長処分書

(2) 書類の送達

新法第5条第11項の規定により送達する書類は、交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達することとした。ただし、交付送達により送達することができないやむを得ない事情があるときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達することができることとした（新規則第11条）。

(3) 交付送達

ア 交付送達は、警察職員が、新規則第11条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができることとした（新規則第12条第1項）。

イ 次に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、送達を受けるべき者に書類を交付しないで当該書類を送達すべき差し迫った必要があるときは、交付送達は、新規則第12条第1項の規定による交付に代え、それぞれ次に掲げる行為により行うことができることとした（新規則第12条第2項）。

(ア) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合
相手方の使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること。

(イ) 書類の送達を受けるべき者その他(ア)に規定する者が送達すべき場所にい
ない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合
送達すべき場所に書類を差し置くこと。

(4) 方面公安委員会が行う公示送達

新法第5条第12項の規定により、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとされたところ、令第5条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は延長処分に係る新法第5条第12項の規定による公示送達について、新法第5条第13項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとした（新規則第13条）。

(5) 様式の改正

施行規則の別記様式について、

○ 「警告申出書」（規則別記様式第1号）及び「禁止命令等申出書」（規則別記様式第4号）については、位置情報無承諾取得等が規制の対象として追加されたことを受け、「位置情報無承諾取得等」の文字につき所要の追記を行うこととした

○ 禁止命令等の送達に係る書類及び延長処分の送達に係る書類については、本則における当該書類の規定順を踏まえ、それぞれ「禁止等命令書」（新規則別記様式第8号）及び「禁止命令等有効期間延長処分書」（新規則別記様式第9号）として新たに規定し直すこととした

○ 「通知書」（規則別記様式第6号）、「禁止命令等有効期間延長処分申出書」（規則別記様式第7号）及び「通知書」（規則別記様式第9号）については、

前記のとおり「禁止等命令書」(規則別記様式第5号)を削除することから、それぞれ「通知書」(新規則別記様式第5号)、「禁止命令等有効期間延長処分申出書」(新規則別記様式第6号)及び「通知書」(新規則別記様式第7号)として規定し直すこととした

- 「援助申出書」(規則別記様式第10号)については、規則第12条を新規則第14条としたことを受け、見出しを「別記様式第10号(第14条関係)」として規定し直すこととした
- 「警告申出書」(新規則別記様式第1号)、「禁止命令等申出書」(新規則別記様式第4号)、「禁止命令等有効期間延長処分申出書」(新規則別記様式第6号)及び「援助申出書」(新規則別記様式第10号)については、性別欄を削除することとした

などの改正を行った。

2 行方不明者発見活動に関する規則の一部改正(改正規則第2条関係)

行方不明者が届出人から新法第2条第3項に規定する位置情報無承諾取得等がされていた場合については、行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対する通知をしないこととした(改正規則による改正後の行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号)第26条第2項第1号)。

3 附則関係(経過措置)

改正規則の施行の際、現に提出され又は交付されている規則に規定する様式による書面は、新規則に規定する様式による書面とみなすこととした(改正規則附則第2条)。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年八月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百三十号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第三項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を第六条とし、第二条を第五条とする。

第一条中「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（位置情報記録・送信装置の範囲）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第一号の政令で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第四項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第二条 法第二条第三項第一号の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

二 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

三 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第三条 法第二条第三項第二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
二 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

三 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

附 則

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉

○国家公安委員会規則第八号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）の施行に伴い、並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第十二項及び第十五項の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年八月十三日

国家公安委員会委員長 棚橋 泰文

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後
〔条を削る。〕		
（禁止命令等に係る通知の書面）		
第五条 法第五条第七項の規定による通知は、別記様式第五号の通知書により行うものとする。		
（住所又は居所の移転に関する警察署長への届出）		
第六条 〔略〕		
（他の警察本部長への通知）		
第七条 〔略〕		
（禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理）		
第八条 法第五条第九項の申出の受理は、別記様式第六号の禁止命令等有効期間延長処分申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第六号の禁止命令等有効期間延長処分申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。		
〔条を削る。〕		
改	正	前
（禁止命令等の方法）		
第五条 法第五条第一項又は第三項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）は、別記様式第五号の禁止命令書を交付して行うものとする。		
2 前項の規定にかかわらず、緊急を要し別記様式第五号の禁止命令書を交付するいとまがないときは、禁止命令等を口頭で行うことができる。この場合において、別記様式第五号の禁止命令書は、可能な限り速やかにこれを交付するものとする。		
（禁止命令等に係る通知の書面）		
第六条 法第五条第七項の規定による通知は、別記様式第六号の通知書により行うものとする。		
（住所又は居所の移転に関する警察署長への届出）		
第七条 〔同上〕		
（他の警察本部長への通知）		
第八条 〔同上〕		
（禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理）		
第九条 法第五条第九項の申出の受理は、別記様式第七号の禁止命令等有効期間延長処分申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第七号の禁止命令等有効期間延長処分申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。		
（禁止命令等有効期間延長処分の方法）		
第十条 法第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。）は、別記様式第八号の禁止命令等有効期間延長処分書を交付して行うものとする。		

(禁止命令等有効期間延長処分に係る通知の書面)

第九条 法第五条第十項において準用する同条第七項の規定による通知は、別記様式第七号の通知書により行うものとする。

(命令等の送達に係る書類)

第十条 法第五条第十一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第五条第一項又は第三項の規定による禁止命令等（以下「禁止命令等」という。） 別記様式第八号の禁止等命令書

二 法第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。） 別記様式第九号の禁止命令等有効期間延長処分書

(書類の送達)

第十一条 法第五条第十一項の規定により送達する書類は、交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下この条において同じ。）に送達するものとする。ただし、交付送達により送達することができないやむを得ない事情があるときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達することができる。

(交付送達)

第十二条 交付送達は、警察職員が、前条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、送達を受けるべき者に書類を交付しないで当該書類を送達すべき差し迫った必要があるときは、交付送達は、前項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合、送達すべき場所に書類を差し置くこと。

(公示送達の方法)

第十三条 法第十五条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）第五条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る法第五条第十二項の規定による公示送達については、法第五条第十三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

(援助の申出の受理)

第十四条 [略]

(禁止命令等有効期間延長処分に係る通知の書面)

第十一条 法第五条第十項において準用する同条第七項の規定による通知は、別記様式第九号の通知書により行うものとする。

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

(援助の申出の受理)

第十二条 [同上]

(警察本部長等による援助)
第十五条「略」

その 2

つきまとい等又は はたは位置関係等 関係のある行為 の態様及び目的 と認められる事項	
その他参考事項	

記載要領

- 1 審判部には、記載しないこと。
- 2 「つきまとい等又ははたは位置関係等関係のある行為」に「住所」を記載しようとする場合であって、その者の住所が日本国内にないときは住所が知られないときは、居所を記載すること。
- 3 申出人の依頼によって警察職員が代筆したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代筆した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第 1 号 (第 1 条関係)

その 1

受理年月日	受理番号
-------	------

警 告 申 出 書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第 4 条第 1 項の規定による警告を次のとおり求めます。

年 月 日

殿

氏名及び住所

申出	住 所	電話 () - 番
出	居 所	電話 () - 番
人	(ふりがな)	
	氏 名	(姓)

つきまとい等又ははたは位置関係等関係のある行為の態様及び目的と認められる事項

(警察本部長等による援助)
第十三条「同上」

その 2

つきまとい等の行為の態様及び目的と認められる事項	
その他参考事項	

記載要領

- 1 審判部には、記載しないこと。
- 2 「つきまとい等又ははたは位置関係等関係のある行為」に「住所」を記載しようとする場合であって、その者の住所が日本国内にないときは住所が知られないときは、居所を記載すること。
- 3 申出人の依頼によって警察職員が代筆したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代筆した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第 1 号 (第 1 条関係)

その 1

受理年月日	受理番号
-------	------

警 告 申 出 書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第 4 条第 1 項の規定による警告を次のとおり求めます。

年 月 日

殿

氏名及び住所

申出	住 所	電話 () - 番
出	居 所	電話 () - 番
人	(ふりがな)	
	氏 名	(姓)
		性別 男・女

つきまとい等又ははたは位置関係等関係のある行為の態様及び目的と認められる事項

その2

つきまとい等又は位置関係等取扱い等の行為の態様及び目的と思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- 1 捺印欄には、記載しないこと。
- 2 「つきまとい等又は位置関係等取扱い等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であつて、その者の住所が日本国内にないときは住所が知れないときは、居所を記載すること。
- 3 申出人の依頼によって警察職員が代筆したときは、捺印欄に「上記本人の依頼により代筆した。」並びに所属、官職及び氏名を記載し、捺印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本縦横規格A4とすること。

別記様式第4号（第4条関係）

その1	届受理年月日	届受理番号
禁止命令等申出書		
ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項又は第3項の規定による命令を次のとおり求めます。		
年 月 日		
届 氏名及び住所		
申 出 人	住 所	電話 () - 番
	居 所	電話 () - 番
	(ふりがな)	
	氏 名	(姓)
つきまとい等又は位置関係等取扱い等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等		

その2

つきまとい等の行為の態様及び目的と思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- 1 捺印欄には、記載しないこと。
- 2 「つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であつて、その者の住所が日本国内にないときは住所が知れないときは、居所を記載すること。
- 3 申出人の依頼によって警察職員が代筆したときは、捺印欄に「上記本人の依頼により代筆した。」並びに所属、官職及び氏名を記載し、捺印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本縦横規格A4とすること。

別記様式第4号（第4条関係）

その1	届受理年月日	届受理番号
禁止命令等申出書		
ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項又は第3項の規定による命令を次のとおり求めます。		
年 月 日		
届 氏名及び住所		
申 出 人	住 所	電話 () - 番
	居 所	電話 () - 番
	(ふりがな)	
	氏 名	(姓)
性別 男・女		
つきまとい等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等		

「様式を削る。」

その2

命令をする理由

記載規則

- 1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）を記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 不要の文字は、欄外で消すこと。

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会に対して審査請求をする。審査請求は、処分の日から1年を経過すると審査請求ができない。また、処分の日から1年を経過すると審査請求はできない。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に 審判官をして（訴訟において）を 代表する者（ 公安委員会と取り決める。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月経たなくても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）、ただし、 公安委員会が審査請求を拒否し、処分の日から1年を経過したときは、審査請求に対する処分の日から起算して1日の翌日から起算して6か月以内に提起しなくてはならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第5号（第5条関係）

その1

第 四

禁 止 華 僑 會 審

年 月 日

12

命令を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の旨に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第8条第1項
第3条第3項の
規定により、下記のとおり命ずる。

合 の 内 容	出資 5 条第 1 項第 1 号 に掲げる事 項	
	出資 5 条第 1 項第 2 号 に掲げる事 項	

命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------	-----------------

別記様式第5号 (第3条関係)

その1		届受理年月日	届受理番号
禁止命令等有効期間延長部分申出書			
ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定による禁止命令等有効期間の延長の処分を次のとおり求めます。			
年 月 日			
氏名及び住所			
申 出 人	住 所	電話 () -	番
	居 所	電話 () -	番
	(ふりがな)		
	氏 名	(姓)	
有効期間の延長の処分を求める命令	命令の申出をした日	年 月 日	
	命令に係る法律第3条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名		
	届 命 令 番 号	号	
	届 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

別記様式第6号 (第5条関係)

第 号	
届 知 書	
住 所	
年 月 日	
届	
年 月 日に受理した禁止命令等の申出 (禁止命令等申出書 受理番号) について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第2項に規定する禁止命令等をしなかったため、同条第7項の規定により通知します。	
禁止命令等をしなかった理由	☐ 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為が認められない。 ☐ 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められない。 ☐ 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為について等をしている。 ☐ その他
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。	

別記様式第7号 (第9条関係)

その1		届受理年月日	届受理番号
禁止命令等有効期間延長部分申出書			
ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定による禁止命令等有効期間の延長の処分を次のとおり求めます。			
年 月 日			
氏名及び住所			
申 出 人	住 所	電話 () -	番
	居 所	電話 () -	番
	(ふりがな)		
	氏 名	(姓)	性別 男・女
有効期間の延長の処分を求める命令	命令の申出をした日	年 月 日	
	命令に係る法律第3条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名		
	届 命 令 番 号	号	
	届 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

別記様式第8号 (第6条関係)

第 号	
届 知 書	
住 所	
年 月 日	
届	
年 月 日に受理した禁止命令等の申出 (禁止命令等申出書 受理番号) について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第2項に規定する禁止命令等をしなかったため、同条第7項の規定により通知します。	
禁止命令等をしなかった理由	☐ 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為が認められない。 ☐ 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められない。 ☐ 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為について等をしている。 ☐ その他
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。	

〔様式を削る。〕

その 2

禁止命令等の有効期間の延長の処分を求める理由	
その他参考事項	

記載要領

- 1 前記欄には、記載しないこと。
- 2 「命令に係る法律 3 条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名」欄には、その者の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）及び氏名を記載すること。
- 3 中出人の依頼によって警察職員が代書したときは、家庭空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。

別記様式第 5 号（第 10 条関係）

その 1

第 号

禁止命令等有効期間延長処分書

年 月 日

限

日

有効期間の延長の処分を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第 5 条第 9 項の規定により、下記のとおり禁止命令等（ 年 月 日付け 号）の有効期間の延長の処分をする。

有効期間の延長の処分をする命令の内容	出第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事項	
	出第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項	
延長後の命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

その 2

禁止命令等の有効期間の延長の処分を求める理由	
その他参考事項	

記載要領

- 1 前記欄には、記載しないこと。
- 2 「命令に係る法律 3 条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名」欄には、その者の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）及び氏名を記載すること。
- 3 中出人の依頼によって警察職員が代書したときは、家庭空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。

別記様式第7号 (第9条関係)

第 号	
通 知 書	
住 所	年 月 日
期	
日	
年 月 日に受理した禁止命令等の有効期間の延長の地方の 申出（禁止命令等有効期間延長申出書受理番号）について、ス トーカー付等の規制等に関する法律第5条第9項に規定する禁止命令等の 有効期間の延長の地方をしなかったで、同条第10項において準用する同条 第7項の規定により通知します。	
処分をしなかつ た理由	
記載事項 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第9号 (第11条関係)

第 号	
通 知 書	
住 所	年 月 日
期	
日	
年 月 日に受理した禁止命令等の有効期間の延長の地方の 申出（禁止命令等有効期間延長申出書受理番号）について、ス トーカー付等の規制等に関する法律第5条第9項に規定する禁止命令等の 有効期間の延長の地方をしなかったで、同条第10項において準用する同条 第7項の規定により通知します。	
処分をしなかつ た理由	
記載事項 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

その2

有効期間の延長 の地方をする理 由	
記載事項 1 「住所等」欄には、住所（住所が日本国内にないときは当該住所が知 れないときは居所）を記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付するこ と。 この地方に不服があるときは、地方があったことを知った日の翌日か ら経過して3か月以内に 公安委員会に対して審査請求をする ことができます（地方があったことを知った日から3か月以内であつて も、地方の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。 また、地方の取消しの訴え（取消訴訟）は、地方があったことを知っ た日の翌日から6か月以内に を被告として（訴訟 において を代表する者は 公安委員会となります。）提 起しなければなりません（なお、地方があったことを知った日から3か 月以内であっても、地方の日から1年を経過すると地方の取消しの訴え も提起することができなくなります。）。ただし、 等の理由に 対して審査請求をした場合には、地方の取消しの訴えは、その審査請求 に対する裁判の経過を受けた日の翌日から経過して6か月以内に提起し なければならないこととされています。	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

その2	
命令をする理由	1

記載要領

- ①「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所）を記載すること。
- ②所定の欄に記載し得ないときは、明紙に記載の上、これを添付すること。
- ③不要の文字は、横線で消すこと。

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会に対して審査請求をすることができず（処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に 審判として（訴訟において 代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、公安委員会に対し審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の経過を受けた日の翌日から起算して5か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第8号（第10条関係）

その1

第 4

禁 止 等 命 令 書

年 月 日

監

印

命令を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項の
第8条第3項の規定により、下記のとおり命令する。

命 令 の 内 容	法第5条第1項第1号に掲げる事項	
	法第5条第1項第2号に掲げる事項	
命令の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで

「様式を加える。」

その2

有効期間の延長 の処分をする理由	
---------------------	--

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所（住所が日本国内にないときは再読住所が知れないときは居所）を記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができ（処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）、また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に、を提起して（訴訟において、を代表する者は、公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）、ただし、公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

別記様式第8号（第10条関係）

その1

第 号	
禁止命令等有効期間延長処分書	
年 月 日	
第 号	
有効期間の延長 の処分を受ける者	住 所 等
	氏 名
	生 年 月 日
	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定により、下記のとおり禁止命令等（ 年 月 日付け 号）の有効期間の延長の処分をする。

有効期間の延長の処分をする命令の内容	第5条第1項第1号に掲げる事項	
	第5条第1項第2号に掲げる事項	
延長後の命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

「様式を加える。」

備考 用紙の本数は、日本標準規格A4とすること

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること

第二條 この規則の施行の際現に提出され又は交付されているこの規則による改正前のストーリーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーリーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。